

一般廃棄物収集運搬業 許可証  
~~一般廃棄物処分量~~

横浜市資一指令第 42 号

平成22年10月19日

住 所 横須賀市浦郷町五丁目2931番地98  
氏 名 株式会社 マルコ  
代表取締役 平 由紀子 様

横浜市長 林 文子



平成22年1月29日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 許可番号 第1028号
- 事業の範囲
  - 業の種類  
収集・運搬（積替え・保管を除く）
  - 取扱廃棄物の種類  
一般廃棄物（ごみ）、以上1種類  
（上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。）
- 許可期限  
平成24年3月31日
- 許可の条件
  - 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
  - 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。
- 処理施設等の所在地
- 処理施設の種類及び処理能力
- 許可年月日

新規許可年月日	昭和47年5月1日
許可更新年月日	平成22年4月1日
変更許可年月日	平成 年 月 日
再交付年月日	平成22年10月19日（代表者の変更）

この許可証は再生紙（古紙混入率70%）を使用しています。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市長を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。